

2020年度 山口県社会人サッカーリーグ要項

1 目的

- (1) サッカーを通じて体力と人格の向上を期するとともに、そこに集うサッカーをこよなく愛するチーム及び選手、チーム役員の交流と親睦を図る。併せて山口県でのサッカーの普及発展に寄与することを目的とする。また、(公財)日本サッカー協会が提唱する、フェアプレーの精神・行動規範に則り、サッカーファミリーとして行動する。
- (2) 該当年度の中国地域県サッカーリーグ決勝大会への山口県代表チームを選出すること。
1部リーグ上位チームから出場権を付与し、棄権すれば下位チームへ出場権は移るが4位までとする。
《中国社会人サッカー連盟決定事項》
中国地域県サッカーリーグ決勝大会の上位2チームに対して付与される予定であった次年度の中国サッカーリーグ加盟の権利は見送り。ただし、同大会上位2チームには、次年度の全国社会人サッカー選手権大会中国地域予選会の出場権(特別枠追加)を付与する。
※ 中国サッカーリーグから次年度県リーグへの降格は見送り。
- (3) 次年度の全国社会人サッカー選手権大会中国地域予選会の山口県代表チームを選出すること。
中国リーグ所属チームを優先し、1部リーグの上位チームから出場権を付与する。棄権すれば下位チームへ出場権は移るが4位までとする。
- (4) 次年度の山口県サッカー選手権大会の社会人代表チームを選出すること。
1部リーグの優勝チーム及び2部上位1チーム、3部上位1チームに出場権を付与し、該当チームはその義務を負う。

2 名称 山口県社会人サッカーリーグ(以下 県リーグという)

3 主催 一般社団法人山口県サッカー協会(以下 県協会という)

4 主管 一般社団法人山口県サッカー協会 第1種(社会人)委員会

5 期間 2020年8月下旬～2021年1月末日

6 運営

日程、会場、運営担当チーム等の実務的な試合運営は、各部・ゾーンごとに運営委員会で決定する。試合日の変更は、気象条件及びグラウンド管理者の使用不可判断を除き、原則として認めないが、新型コロナウイルス感染症に係る事態が発生した場合は、「(一社)山口県サッカー協会第1種委員会<社会人>におけるサッカー活動の再開に向けたガイドライン」等に則り、第1種(社会人)委員会役員及び県リーグ役員等で協議し、決定する。

7 参加資格

- (1) (公財)日本サッカー協会、県協会に第1種登録した正加盟チームであること。
- (2) 選手は(1)に登録され、試合時に電子選手証または、登録選手一覧を出力した用紙を持参すること。
いずれも写真の貼付が必要。なお、貼付する写真については、本人確認ができるよう、カラー及び鮮明なものとする。
- (3) 電子選手証または、登録選手一覧を保持している選手であること。
- (4) 公認審判員3名以上を有するチームであること。(内1名は3級以上であること)
- (5) 県リーグ要項及び「(一社)山口県サッカー協会第1種委員会<社会人>におけるサッカー活動の再開に向けたガイドライン」を遵守するチームと選手、チーム役員(以下「役員」という。)であること。

8 リーグ編成

県リーグは3部制とし、各部のチーム数の構成は原則として下記とする。

- ① 1部リーグは7チーム編成とする。
- ② 2部・3部リーグはAとBの2つのゾーンに分け、2部リーグ各ゾーンは6チーム、3部リーグ各ゾーンは6チーム及び5チーム編成とする。

9 競技方法

各部の競技方法は下記とする。

- ① 1部リーグは、1回戦総当たり（1巡）のリーグ戦により順位を決定する。
- ② 2部・3部リーグは、A、B各ゾーンでの1回戦総当たり（1巡）のリーグ戦により、各ゾーンの順位を決定する。

なお、前述「1(4)」の次年度山口県サッカー選手権大会の社会人代表チームを選出するために、各部のリーグ戦終了後、A・Bゾーンの優勝チームによる代表決定戦を行い、各部の代表チームを決定する。

10 競技規定

- (1) (公財)日本サッカー協会制定の「該当年サッカー競技規則」及び「規約・規程」による。
- (2) エントリー表を、県協会に2020年8月20日(木)までに、再提出すること。当初、3月23日(月)締め切りで受け付けているエントリー表は無効とする。
- (3) エントリーの追加は随時受け付ける。県協会にエントリー追加届を提出し、同時に追加登録の手続き、及び追加登録料を納入すること。試合への出場はエントリーが完了し電子選手証(登録選手一覧)が保持できた時点とする。
- (4) 選手交代は競技開始前までに、1部は登録した最大7名の交代要員の中から、審判の許可を得て5名以内、2部・3部は登録した最大9名の交代要員の中から、審判の許可を得て9名以内まで交代することができる。
また、試合中の交代回数は、次のとおりとする。
 - ・ 1部は各チーム最大3回とする。加えて、ハーフタイム時にも交代することができる。なお、両チームが同時に交代した場合は、各チームそれぞれ3回のうちの1回の交代回数を使ったとして数える。
 - ・ 2部・3部はハーフタイム時を含め各チーム最大9回とする。なお、両チームが同時に交代した場合は、各チームそれぞれ9回のうちの1回の交代回数を使ったとして数える。
- (5) ベンチに入ることのできる人数は、1部については交代要員7名、役員6名(含む通訳)、2部・3部については交代要員9名、役員6名(含む通訳)とし、メンバー提出用紙にて特定する。役員の中からその都度ただ1人の者のみが戦術的指示を伝えることができる。この1人は特定の1人に限定される必要はない。
- (6) 外国籍選手は、各試合3名までエントリーを認め、3名が出場できる。
- (7) 主審により退場を命じられた選手及び役員(以下「選手等」という。)は、自動的に次の県リーグ1試合の出場停止を受ける。なお、退場を繰り返した場合には、最低2試合の出場停止処分を受ける。
- (8) 警告による退場処分
 - ① 本大会において、警告の累積が、2回に及んだ選手等は、次の県リーグ1試合の出場停止処分を受ける。
 - ② 同一試合で警告が2回となり退場処分となった選手等は、次の県リーグ1試合の出場停止処分を受ける。
 - ③ 上記①、②における警告は、試合出場停止により処分されたものとし、累積されない。
 - ④ 上記①、②における処分に該当する行為を重ねて行った場合は、最低2試合の出場停止処分を受ける。
 - ⑤ 累積された警告での出場停止処分及び警告の累積は、県リーグ終了時をもって効力を失う。
- (9) 出場資格の無い選手の不正出場(未遂を含む)
当該チームについては得点を3対0として負け試合扱いとし、勝ち点を-3点とする。相手チームについては得点を3対0として勝ち試合扱いとし、勝ち点を3点とする。不正出場が試合中に判

明した場合には試合を打ち切ることとする。なお、既に行われた試合については原則として可能な限り遡って適用する（この場合において、すでに獲得された得失点差の方が大きい時には、大きい方を有効とする）。

- (10) (7)及び(8)に係る裁定は、県社会人サッカーリーグ規律委員会（必要により県協会の規律委員会）が行い、(9)に係る当該チーム及び不正出場させた者並びに不正出場した者への懲罰は、県協会の規律委員会において審議のうえ決定される。
- (11) なお、6ヶ月以上の出場停止処分等の重い懲罰については、(公財)日本サッカー協会の規律委員会又は裁定委員会が決定するものとする。

1.1 試合時間

各部リーグ戦の試合時間は下記とする。

- ① 1部リーグは80分ゲームとし、延長戦等を行わない。
- ② 2部リーグは80分ゲームとし、延長戦等を行わない。
- ③ 3部リーグは80分ゲームとし、延長戦等を行わない。

1.2 順位決定

順位の決定方法は下記とする。

- ① 勝点の多いチームを上位とする。
勝：3点、引き分け：1点、負：0点、不戦勝の勝点：3点、不戦負の勝点：-3点
- ② 勝点と同じ場合は得失点差の多いチームを上位とする。
不戦勝の得点：3点 不戦負の得点：0点
- ③ 得失点差が同じ場合は総得点の多いチームを上位とする。
- ④ リーグ戦において順位が決定しないときは、抽選とする。
(上級の大会に出場する権利を決定する場合も同様とする)

1.3 入替

各部・ゾーンの結果に基づく、次年度県リーグへの昇降格は行わない。

ただし、(公財)日本サッカー協会並びに県協会加盟登録手続きを継続したチームに限る。

※ (公財)日本サッカー協会並びに県協会加盟登録を行わなかったチームは、脱会となることから、次年度は、新規加盟として取り扱う。

1.4 審判員

- (1) 審判員は有資格者による相互審判とする。
- (2) 1部リーグは主審のみ県協会審判部より2級審判員（審判委員会にて2級同等と判断された者を含む）を派遣する。
- (3) 主審は3級以上の公認審判員、副審は4級以上の公認審判員であること。なお、1部リーグにおいては、第4の審判員（4級以上）も配置すること。
- (4) 審判員は審判服を必ず着用すること。（シャツ、ショーツ、ソックス、ワッペン等）
- (5) 審判員は審判証を携行し、運営本部役員に提示すること。

1.5 ユニフォーム

- (1) (公財)日本サッカー協会のユニフォーム規定（2019年7月11日改正）に準拠したユニフォームを着用すること。
- (2) F P及びG Kは審判員と類似（黒、紺等）のユニフォームを用いることはできない。
- (3) ユニフォームとはシャツ、ショーツ、ソックスが1セットである。
- (4) 正と異なる色のユニフォーム、背番号等をエントリー表にて届け出ること。
- (5) 背番号の変更は原則として認めないが、エントリーの抹消を行った選手の背番号を、新たに追加される選手に使用する場合のみこれを認める。
- (6) ユニフォームの色を変更する場合は、エントリー追加・変更届により届け出ること。

16 その他

- (1) 県リーグに参加するチームは、それぞれに3級以上の公認審判員を1名以上、4級以上の公認審判員を2名以上の3名以上の公認審判員を所属させないと参加できない。(2005年12月15日(財)日本サッカー協会 通達「公式試合における審判員の資格」について)による)
- (2) 試合開始時にチームメンバーが7名未満の場合は没収試合とし、当該チームの棄権とする。
- (3) メンバー提出用紙は試合開始50分前までに本部に提出すること。(時間厳守)
- (4) メンバー表提出時に本部席において、両チーム監督・審判員及び運営責任者が立会のもとユニフォームの最終決定を行なう。
- (5) 大会期間中の負傷及び、事故の処理は当該チームが負うものとし、スポーツ傷害保険等に加入することが望ましい。
- (6) 電子選手証または、登録選手一覧は写真を貼付して有効となる。なお、写真の免許証等での代用及びスマートフォンやタブレット等での登録証の表示は認めない。
- (7) 参加料は1部リーグ33,000円(税込)、2・3部リーグは19,800円(税込)とする。
※ 年度当初参加チームは納入を終えていることから、過払い分については返金する。
- (8) 参加調査票を、第1種(社会人)委員会委員長(自宅FAX:083-972-7056)に2020年8月3日(月)までに、再提出すること。また、プライバシーポリシー同意書を8月8日(土)・臨時運営委員会時に、再提出すること。
- (9) その他、運営に関する疑義が生じた場合は、第1種(社会人)委員会において協議の上、決定する。